

※新聞記事のレイアウトを変更しております。

【質問】 国民健康保険（国保）についてお尋ねします。4月から市町村国保が県統一の国保に移管されました。保険料算定はどのようになるのでしょうか。

（62歳、男性）

国保新制度の保険料

【回答】 国保は、自営業

者や農林水産業者、非正規雇用者、年金生活者らに保険給付する公的医療保険で、地域の同業者でつくる国保組合を除き、本制度が始まって以来、市町村が受け持ってきました。しかしながら、地域の少子高齢化、過疎化、医療費の高騰などの理由で、その維持が厳しくなってきました。

2018年度から制度の安定維持のため、運営を市町村から移管した都道府県が、国保運営の責任主体



事業を引き続き担います。ご質問の、新制度における保険料算定の方法です

定し、被保険者に通知し、徴収する仕組みとなります。被保険者にとって支払い方法には今までと大きな変更はありません。仕組みの変更に伴い、一部の市町村によっては今までも出てくる場合があります

県が標準率算定、市町徴収

一部で激変緩和措置

となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保などの事業運営において中心的役割を担うこととなりました。その一方で市町村は、地域住民と身近な関係の中、これまで通り資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業などの地域におけるきめ細かい

が、都道府県が市町村ごとに、地域の年齢構成の差異を考慮した医療水準・所得水準に応じて国保事業費納付金（納付金）の決定および標準保険料率の算定を行います。市町村は県が決め

ます。これを避けるために、国および県からの公費（繰入金）を活用して16年度の水準まで保険料を抑制する激変緩和措置を行っています。この措置は県では本年度、8市町を対象に約14億円規模で実施しています。今後は、県・市町村で検討し合意形成を図りながら、

（県医師会）

被保険者の保険料負担の影響を考慮し、可能な限り激変が生じないよう調整しながら保険料水準の統一を目指していきます。

制度の安定のためには保険料水準の統一だけではなく、その徴収の適正化、保険給付の適正化、医療に必要な費用の適正化にも取り組む必要があります。

また、保険料水準の統一化により、市町村や広域事業の事務の効率化を図ること、県の取り組み他の保険事業計画との整合性を取るなどなどが可能となり、今まで以上に県民の健康増進活動に参画しやすくなります。

質問をどうぞ

この欄では県医師会が医療制度全般の質問にお答えします。質問希望の方は知りたい内容を分かりやすくまとめ、〒852-8601、長崎市茂里町3の1、長崎新聞社生活文化部「医療制度Q&A」係までお送りください。不明な点をお聞きする場合がありますので住所、氏名、年齢、性別、電話番号を明記してください。なお、直接本人への回答はいたしません。